

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内

## 1. 支給対象世帯（生活福祉資金貸付制度における特例貸付を利用できない世帯）

- ①総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ②総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ③総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ④緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯/令和4年12月までに借り終わる世帯

上記の①～④のいずれかに該当した上で、以下の2.～5.の要件すべてを満たしている場合

## 2. 自立支援金の申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している方

## 3. 収入要件（申請日の属する月の世帯収入額の合算額が次の額以下であること）

<16町村の場合>

世帯の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準上限額	107,000円	150,000円	178,000円	213,000円	247,000円

※収入には、給与収入（社会保険料等天引き前の総支給額（交通費除く））のほか、仕送り収入や定期的に支給される失業給付、各種手当、年金等の公的給付も含まれます。

※自営業による事業収入の場合は、経費を差し引いた控除後の額となります。

## 4. 資産要件（申請日における世帯の金融資産の合算額が次の額以下であること）

<16町村の場合>

世帯の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
資産上限額	468,000円	690,000円	840,000円	1,000,000円

## 5. 求職活動等要件（①または②のいずれかに該当すること）

- ①ハローワーク又は公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、以下の求職活動等を行うこと
  - ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ・月2回以上、ハローワーク又は公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
  - ・原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

※当面の間、職業相談及び応募・面接は、月1回にそれぞれ緩和しております。
- ②生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

## 6. 支給額等

<支給額(月額)> 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

<支給期間> 3か月（支給期間中に5.の①の要件を満たすことが必要です）

## 7. 申請受付期間 令和3年7月1日 ～ 令和4年12月31日

▶申請窓口や必要書類など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

# 申請窓口

## 勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡に住居登録がある方

- ▶ 申請窓口：徳島県東部保健福祉局〈徳島庁舎〉  
住 所：770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地  
電話番号：088-626-8725

## 那賀郡・海部郡に住居登録がある方

- ▶ 申請窓口：徳島県南部総合県民局保健福祉環境部〈美波庁舎〉  
住 所：779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1  
電話番号：0884-74-7363

## 美馬郡・三好郡に住居登録がある方

- ▶ 申請窓口：徳島県西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉  
住 所：778-0002 三好市池田町マチ2415  
電話番号：0883-76-0415

※各窓口では、**郵送でも申請を受け付けております。**

※相談については、徳島県保健福祉部国保・自立支援課（088-621-2166）  
においても対応しております。

# 申請時必要書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式1-1）
- (2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書（様式1-2）
- (3) 住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）
- (4) 「総合支援資金の再貸付」または「緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付」に係る次の①～③のいずれかに該当する書類
  - ①申請月の前月までに再貸付または初回貸付が終了もしくは申請月が再貸付または初回貸付の最終借入月である方
    - ・再貸付等の借用書の写しまたは貸付決定通知書の写し（用意ができない場合は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況申告書(様式1-3)）
    - ・再貸付等の振込状況がわかる通帳の写し
  - ②申請日以前において再貸付が不承認となった方
    - ・再貸付の不承認通知書の写し（用意ができない場合は、「緊急小口資金と総合支援資金の両方の貸付の借入状況がわかる通帳の写し」と「申告書(様式1-3)」）
  - ③自立相談支援機関から支援決定を受けらず申請日以前に再貸付の申請ができなかった方
    - ・申告書（様式1-3）
    - ・緊急小口資金と総合支援資金の両方の貸付の借入状況がわかる通帳の写し
- (5) 収入関係書類（世帯員のうち収入がある方についての給与明細書、申請する月の収入が確認できる書類の写し）
- (6) 資産関係書類（世帯員全員の申請日時点の通帳等の写し※最新まで記帳してください）
- (7) 保護の実施機関の受領印が押印された生活保護申請書の写し（生活保護を申請中の場合）
- (8) 自立支援金を振り込む通帳の口座番号がわかる部分の写し

※令和3年9月21日からは、ハローワークへの求職登録がオンラインでも可能となりました。

## 備 考

- ・通帳は、web通帳の画面の写しでも構いません。
- ・申請日時点で「住居確保給付金」を受給中の方は、住居確保給付金の支給決定通知書を添付すれば、(3)、(5)、(6)の提出が不要となりますが、必要に応じて提出を求むることがあります。